

Syllabus

科目名[英文名]	地域振興のためのアートと法 (JASRAC寄付講座) [Art and Law for Regional Development (JASRAC Endowed Course)]		
担当教員[ローマ字表記]	松田 光代, 足立 英彦[ADACHI, Hidehiko], 石田 道彦[ISHIDA, Michihiko]		
科目ナンバー	----		科目ナンバリングとは
時間割番号	24126	科目区分	-----
講義形態	----	開講学域等	法学研究科(修士課程)
適正人数	----	開講学期	Q3,Q4
曜日・時限	土2	単位数	2単位
授業形態		60単位上限	
対象学生	----		
キーワード	----		
講義室情報	人間社会第2講義棟 306講義室 (LS講義室2) (対面と遠隔 (オンデマンドと双方向) の併用)		
開放科目	----		
備考	JASRAC寄付講座		

授業の主題

輪島塗などの伝統工芸や能や狂言などの伝統芸能、アニメーション、漫画などのいわゆるサブカルチャーは日本が世界に誇る文化である。また、地域からこれらのアートを発信することにより、地域の知名度を上げ、関係人口の増加等地域の活性化につながるものとなる。これらアートを生み出す作家・デザイナー等が安心して創作活動に打ち込むためには法的サポートが必須である。本講座では、幅広い法分野に関する学識を修得するため、アートで地域を活性化するために必要な法的知識を知的財産権を中心として俯瞰的に学ぶ。

学修目標 (到達目標)

本講座では、社会のニーズに対応する能力と、最先端の法的専門性を身に着けるため、以下の学修目標を設定する。

アートを取り巻く法の知識を俯瞰的に学ぶことにより、伝統工芸やサブカルチャーを切り口とした地域活性化を支える法的知識を身に着けられる。特に令和6年能登半島地震の被災地の復興のために、どのような法的サポートが有用であるのかについて、能登への研修旅行及びケーススタディを通じて具体的なサポート方法を検討できる。

授業概要

※講師の都合等により、順序及び担当は変更される場合がある。また、具体的な日程は、追って登録者に通知する。

第1回:「著作権法 (1)」大出萌弁護士 (三浦法律事務所)
～アートと地域を花咲かせる、著作権法の使い方 (基礎から実務まで)～

第2回:「著作権法 (2)」大出萌弁護士 (三浦法律事務所)
～アートと地域を花咲かせる、著作権法の使い方 (基礎から実務まで)～

第3回:「著作権法 (3)」出井甫弁護士 (骨董通り法律事務所)
～アートと地域を花咲かせる、著作権法の使い方 (基礎から実務まで)～

第4～6回:「研修旅行」松田光代弁護士 (弁護士法人クラフト 松田法律特許事務所)～被災地を訪問し、被災者である伝統工芸の作家らとの意見交換を通じ、伝統工芸の産地復興に必要な法的サポートとは何かを学ぶ～

第7回:「国際展開」大出萌弁護士 (三浦法律事務所)
～アートの世界への発信と国境を越えた侵害対策～

第8回:「意匠法 (1)」早川尚志弁護士 (弁護士法人さくら合同)
～意匠権とは何か、意匠権侵害の実務、著作権法との法領域の「交錯」、意匠権を用いた「アート」「デザイン」の保護の実務上の外延～

第9回:「意匠法 (2)」早川尚志弁護士 (弁護士法人さくら合同)
～意匠権とは何か、意匠権侵害の実務、著作権法との法領域の「交錯」、意匠権を用いた「アート」「デザイン」の保護の実務上の外延～

第10回:「不正競争防止法 (1)」末吉互弁護士 (KTS法律事務所)
～周知な商品等表示主体の混同 (不正競争防止法2条1項1号)、著名な商品等表示の冒用 (2号)、商品形態の模倣 (3号) その他～

第11回:「不正競争防止法 (2)」城石惣弁護士 (兼子・岩松法律事務所)
～周知な商品等表示主体の混同 (不正競争防止法2条1項1号)、著名な商品等表示の冒用 (2号)、商品形態の模倣 (3号) その他～

第12回:「商標法 (立体商標)」木村剛大弁護士 (小林・弓削田法律事務所)
～立体商標の基礎と活用法～具体例の紹介を中心に～

第13回:「契約・フリーランス法 (1)」城石惣弁護士 (兼子・岩松法律事務所)
～①アートに携わる者が事業のなかで直面する契約の内容及び注意点に関する一般論、②令和6年11月1日に施行されたばかりのフリーランス・事業者間取引適正化等法に関する基礎知識及び実務で意識すべき点について～

第14回:「契約・フリーランス法 (2)」吉峯裕毅弁護士 (吉峯総合法律事務所)
～①アートに携わる者が事業のなかで直面する契約の内容及び注意点に関する一般論、②令和6年11月1日に施行されたばかりのフリーランス・事業者間取引適正化等法に関する基礎知識及び実務で意識すべき点について～

第15回:「ケーススタディ」吉峯裕毅弁護士 (吉峯総合法律事務所)
～これまでの学習を踏まえ、事例研究を行う～

研修旅行は10月11, 12日の一泊二日を予定しています。

評価方法と割合

評価方法

「授業目標」で掲げた能力の修得度を測定するための複数の課題のうち一つを選択して、課題にそって資料を読むこみ、理解し、考えた解決策やアイデアなどをレポートして提出する。
本専攻成績評価基準に基づき評価する。

評価の割合

- ・ () % 小テスト
- ・ () % 中間試験
- ・ () % 学期末試験
- ・ (100) % レポート
- ・ () % 演習の発表点

授業時間外の学修に関する指示

予習に関する指示

各講師が事前に指定する。

予習に関する教材

オンデマンド教材以外の指示・課題

復習に関する指示

復習の際、不明な点があれば、メール等で質問すること。

復習に関する教材

オンデマンド教材以外の指示・課題

教科書・参考書

参考書

参考書	書名	エンタテインメント法実務 第2版			ISBN	9784335360282
	著者名	骨董通り法律事務所編集, 福井健策, 小林利明				
	出版社	弘文堂	出版年	2025		

オフィスアワー等 (学生からの質問への対応方法等)

足立英彦 (hadachi@staff.kanazawa-u.ac.jp)

履修条件

特になし

特記事項

特記事項

この授業は日本語で行います。
研修旅行の旅費のうち、金沢駅発着の貸切バス代と宿泊費用にはJASRACの助成がある予定です。
法務専攻の学年暦に従います。初回は2026年9月26日 (土) 2限 (10:30-12:00) です。

授業に関する属性

No	属性	選択項目	備考
1	多文化共修科目	該当しない	「該当する」場合は、「多文化共修科目」の対象科目です。
2	多文化共修科目の内容		
3	ボランティア活動単位認定科目	該当しない	「該当する」場合は、「ボランティア活動単位認定科目」の対象科目です。
4	AL (アクティブ・ラーニング) 科目	いずれも該当しない	該当しない授業は、「いずれも該当しない」と表示されます。
5	SDGs科目		「該当する」場合は、「SDGs科目」の対象科目です。